

報酬規程（個人顧問）

2023年8月23日時点

● 税務顧問報酬

事業所得・不動産所得

面談頻度	年商に応じて、毎月支払が下記の通り						
	～1千万円	～3千万円	～5千万円	～1億円	～3億円	～5億円	5億円超
1カ月毎	20,000円	30,000円	50,000円	70,000円	100,000円	要相談	要相談
3カ月毎	15,000円	20,000円	25,000円	35,000円	50,000円	要相談	要相談
6カ月毎	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	35,000円	要相談	要相談
12カ月毎	5,000円	8,000円	要相談	要相談	要相談	要相談	要相談

・面談については、原則オンラインでの対面になります。

・面談は1時間/1回の料金として設定しております。

・1時間超の面談及び規程回数を超える面談を希望される場合は、別途追加の料金をご請求いたします。

項目	追加料金
1時間超の面談	10,000円/時間
規程回数を超える面談	15,000円/回

● 会計業務報酬

事業所得・不動産所得

○ 帳簿作成を自社で実行する場合（自計）

業務項目	各月の仕訳件数に応じて、毎月支払が下記の通り					
	100 件以下	200 件以下	300 件以下	400 件以下	500 件以下	500 件超
帳簿チェック	5,000 円	10,000 円	15,000 円	20,000 円	25,000 円	100 件毎 5,000 円加算
帳簿チェック (a)	5,000 円		100 件毎 5,000 円加算			

- ・会計ソフト（マネーフォワードなど）の契約が別途必要となります。
- ・帳簿の状況が整っていない場合は、自計化支援（下記参照）をご用命いただけない場合はお受けできません。
- ・自計化の場合においても、弊所で修正・追加を行う場合には別途報酬をご請求させていただきます。

項目	追加料金
仕訳修正・追加	1,000 円/10 件

○ 自計化支援

業務項目	年商に応じて、下記金額を頂戴いたします。	
	年商 1 億円未満	年商 1 億円超
自計化支援	10 万円	20 万円

- ・会計ソフトの導入から、記帳を行う担当者への会計に関する基本的な知識の提供、会計ソフトへの入力指導などを行います。（既に導入済みの場合は不要です。）

○ 帳簿作成を弊所で実行する場合（記帳代行）

業務項目	各月の仕訳件数に応じて、毎月支払が下記の通り					
	100 件以下	200 件以下	300 件以下	400 件以下	500 件以下	500 件超
記帳代行	10,000 円	15,000 円	30,000 円	45,000 円	60,000 円	100 件毎 10,000 円加算
記帳代行 (a)	10,000 円		100 件毎 10,000 円加算			

(a) : 不動産所得で不動産管理会社の集計表がある場合

●決算報酬

○決算書

業務項目	料金
決算書作成	税務顧問報酬/月額×6ヶ月分
提出先追加	事業所が2ヵ所以上の市区町村(政令指定都市の場合は行政区)にある場合、事業所一つにつき10,000円を別途ご請求させていただきます。
書面添付	決算書作成料金×20% 申告書作成に当たり、決算書の作成根拠等を記載することで信用が高まります。また、税務署は税務調査着手前に税理士へ意見聴取し、その結果次第では調査省略となるケースがあります。

※確定申告時、別途確定申告料金をご請求いたします。

○消費税

計算方法	基本料金		加算料金	
	年商		棚卸資産の調整	課税売上高5億円超 又は 課税売上割合が95%未満
	1億以下	1億超		
本則課税	70,000円	100,000円	20,000円	売上1億毎に30,000円
簡易課税	35,000円			

○その他

業務項目	
中間申告	決算書作成料金×10% 消費税:前期の消費税額480,000円超の場合
修正申告 更生(還付)請求	要相談(別途料金) ※当事務所が修正申告若しくは更正の請求原因の場合は、金額は発生いたしません。
1ヵ月以内申告	決算書作成料金×10%を追加でご請求いたします。
期限後申告	決算書作成料金×10%を追加でご請求いたします。

留意事項

- ・上記金額には消費税は含まれておりません。
- ・事業規模・内容等に著しい変化があった場合、報酬の改訂をご相談させていただく可能性があります。
- ・記載のない項目につきましては、別途協議させていただき、決定させていただきます。